

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1487

◇ 公 告

- 道路法違反の物件の除却【建設局総務部管理課】 1489
- 北九州都市計画道路事業及び北九州都市計画駐車場事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 1490
- 北九州都市計画道路事業及び北九州都市計画駐車場事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 1491

北九州市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年5月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
山手サニータウン町内自治会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		松本正一	北九州市小倉南区山手二丁目15番8号
変更後	平成25年4月7日	荒嶽史子	北九州市小倉南区山手二丁目16番58号

北九州市告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年5月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
ラ・ヴェール葉山町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		栗栖誠一	北九州市小倉南区葉山町三丁目13番12号
変更後	平成25年4月1日	藤井忠行	北九州市小倉南区葉山町三丁目12番15号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市小倉南区葉山町三丁目13番12号
変更後	平成25年4月1日	北九州市小倉南区葉山町三丁目12番15号

北九州市公告第370号

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の規定に違反しているので、当該物件の所有者は、平成25年6月10日までに除却してください。

なお、上記の期日までに除却されない場合は、北九州市において除却します。

平成25年5月27日

北九州市長 北橋健治

物件	形状	数量	放置場所
水槽	プラスチック（黒） 縦 45cm 横 90cm 高さ 45cm	1個	北九州市若松区本町二丁目6番 13号前歩道上 市道本町18 号線
	ガラス（黒） 縦 45cm 横 90cm 高さ 45cm	2個	
	ガラス（黒） 縦 60cm 横 30cm 高さ 45cm	1個	
	ガラス（白） 縦 30cm 横 60cm 高さ 40cm	1個	
	プラスチック（黒） 縦 30cm 横 60cm 高さ 40cm	3個	
火鉢	陶器（青） 直径 50cm 高さ 40cm	2個	
	陶器（青） 直径 45cm 高さ 30cm	1個	
植木鉢	陶器（茶） 直径 30cm 高さ 26cm	4個	
	その他小型陶器	30個	

北九州市公告第371号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業及び北九州都市計画駐車場事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成25年5月27日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・65号曾根苅田線

3・4・210号下曾根駅前線

12号下曾根駅北口自転車駐車場

北九州市公告第372号

北九州都市計画道路事業及び北九州都市計画駐車場事業の認可の告示（平成25年福岡県告示第730号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業及び駐車場事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・4・65号曾根苅田線 3・4・210号下曾根駅前線 12号下曾根駅北口自転車駐車場	北九州市小倉南区下曾根一丁目、下曾根二丁目及び下曾根三丁目

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。